

浅口市公共下水道条例の一部を改正する条例

令和 7 年 9 月 24 日

条例第30号

浅口市公共下水道条例(平成18年浅口市条例第166号)の一部を次のように改正する。

第 6 条に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。